

会 議 録			
第 1 回 和光市介護保険運営協議会			
開催年月日・召集時刻		平成 2 6 年 8 月 1 1 日 午後 3 時 3 0 分	
開 催 場 所		和光市役所 4 階 4 0 3 会議室	
開催時刻	午後 3 時 3 0 分	閉会時刻	午後 4 時 1 0 分
出 席 委 員		事 務 局	
金子 正義		保健福祉部長 東内 京一	
津川 知子		長寿あんしん課長 亀井 誠	
田中 公美		福祉政策課長 阿部 剛	
千葉 洋平		長寿あんしん課長補佐 平川 一朗	
臺信 澄子		長寿あんしん課介護福祉担当	
平内 紀子		主任 中根 亮	
大西 康之		主事 木村 繭子	
金子 好亘			
富岡 武光			
木暮 晃治			
松根 洋右			
荻野 比登美			
亀田 勝枝			
欠 席 委 員			
菅野 隆			
佐藤 松子			
備 考			
会議録作成者氏名		中根 亮	

会 議 内 容	
事務局	本日は、新たに和光市介護保険運営協議会委員を委嘱させていただきました最初の会議でございます。 会長及び副会長が決まっておりませんので、協議会の審議に先立ち会長の選出を行います。 会議の進行上、仮の議長を保健福祉部長が努めさせていただいてよろしいでしょうか。 異議が無いようなので、東内保健福祉部長お願いします。
東内保健福祉部長	会長選出までの間、進行させていただきます。 会長選出に先立ちまして、本日の委員の出席状況について、事務局から報告させます。
事務局	本日の出席委員は、委員１５名中１３名の出席です。
東内保健福祉部長	本日の協議会につきましては、和光市介護保険条例第２０条第２号に規定されている委員の過半数の出席の要件を満たしております。 それでは、和光市介護保険条例第１９条第１項の規定より、運営協議会には会長を置き、委員の互選によりこれを定める。とありますので、どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。 特に、いらっしゃらないので、事務局案はございますか。
事務局	本日は欠席ですが、前回、会長をお受けいただいた菅野委員は、いかかでしょうか。
東内保健福祉部長	事務局からは、菅野委員にとのことですが、ご異議ございますか。 異議がないようですので、会長は、菅野委員にお願いいたします。 会長が選出されましたので、本来であれば、議事を会長と交代するのですが、菅野会長は、所要により本日欠席となっておりますので副会長選出まで、このまま進行を努めさせていただきます。 副会長は、介護保険条例の規定により、会長が指名することとなっております。 事務局にて、菅野会長の意向は確認していますか。
事務局	菅野会長からは、金子委員に副会長をお願いしたいとの意向を確認しております。

	(本人から「承諾」の意思あり)
東内保健福祉部長	それでは、副会長を金子委員にお願いいたします。 これより、議事の進行を金子副会長にお願いいたします。
金子副会長	本日、菅野会長が不在ですので、代わりに議長を努めさせていただきます。
事務局	次に、保健福祉部長から諮問をお願いします。
	(部長より副会長へ諮問書)
金子副会長	最初の会議でありますので、事務局より委員の紹介をいたします。
	(事務局より委員紹介)
金子副会長	議事に入る前に事務局より資料の確認をいたします。
	(事務局より資料確認)
金子副会長	議事録署名人を指名させていただきます。名簿順ではありますが、津川委員、田中委員、よろしくをお願いいたします。 それでは議事に入ります。 審議事項 平成２６年度和光市介護保険特別会計補正予算(第１号)について、事務局よりご説明願います。
事務局	資料№.１「平成２６年度和光市介護保険特別会計補正予算（第１号）(案)」に沿いまして、今回の補正予算についてご説明します。 １ページの歳入に関しましては、歳出で補正しております、認知症初期集中支援推進事業に係る国・県補助金、繰入金と平成２５年度の事業実績における補助金の精算行為に係るものを繰越金として計上しております。 款２「国庫支出金」、款４「県支出金」の地域支援事業交付金は、認知症初期集中支援推進事業に対する交付分として、国３００万１千円、県１５０万円を増額補正し、款６「繰入金」の一般会計繰入金

では、歳出一般管理業務の委託料の減額補正に伴い、199千円を減額し、地域支援事業繰入金として、認知症初期集中支援推進事業に係る分として1,500千円を計上し、介護給付費準備基金繰入金から1,596千円を計上しております。

款7「繰越金」につきましては、平成25年度の歳入歳出の差引残額である108,455,030円を平成26年度に繰越することとなりますが、当初予算においてそれぞれ科目設定をしておりますので、補正額としては108,453千円となります。また、予算上、支払基金の交付金の繰越金を別に計上することとしておりますので、支払基金交付金繰越金として、5,380千円、その他繰越金として103,073千円を計上しております。

これらの歳入の補正合計額につきましては、115,851千円となっております。

次に2ページをお開きください。

今回の補正予算における歳出につきましては、平成25年度事業実績に対する精算に関するもの、それから、地域支援事業の任意事業として実施する、「認知症初期集中支援推進事業」に要する経費の増額補正に関するものを計上しております。

「認知症初期集中支援推進事業」は、認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症やその家族に早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を目的に、複数の専門職が認知症が疑われる人や認知症の方及びその家族に訪問しアセスメントを実施して本人やその家族に対して初期の支援を包括的・集中的に実施し、自立支援のサポートを行うものです。

順にご説明いたしますが、款1「総務費」項1「総務管理費」目1「一般管理費」につきましては、業務委託料を199千円減額計上しております。

続きまして、款5「地域支援事業費」項2「包括的支援事業・任意事業費」目3「任意事業費」につきましては、報償費として402千円、委託料7,135千円増額計上しております。

款8「基金積立金」につきましては、介護給付費準備基金積立金として、54,894千円を計上しております。こちらにつきましては、平成25年度分の事業運営による実質黒字額を基金に積み立てることとしているものです。

続きまして、款9「諸支出金」、項1「償還金及び還付加算金」につ

	きましては、償還金といたしまして、１７，６３６千円を計上しております。こちらにつきましては、保険給付等の法定負担における精算に係るものになります。 最後に「諸支出金」のうち項２「繰出金」としまして、３５，９２３千円を計上しておりますが、こちらにつきましては、一般会計への法定繰出に係るものとなります。以上を合わせまして歳出の補正合計額は、歳入の補正合計額と同額の１１５，８５１千円となっています。 なお、４ページは平成２５年度に介護給付費等の法定負担分の精算内訳資料、５ページが９月補正予算に係る財源内訳の資料となっております。 ６ページ以降は、介護保険特別会計全体を見渡していただけるように、歳入歳出それぞれ全体のものをお付けしています。それぞれの科目について、当初予算額、９月補正額を反映させた全体のものとしてお示ししております。 以上が、平成２６年度和光市介護保険特別会計補正予算の説明になります。
副会長	それでは質疑応答に移りたいと思いますが、何か質問等はございませんか。 無いようですので、ここで平成２６年度和光市介護保険特別会計補正予算について、異議の無い方の挙手を求めます。 （全員挙手） それでは原案のとおり決定させていただきます。この旨を市長に報告させていただきます。 次に、報告事項に入ります。平成２５年度和光市介護保険事業の決算等について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 決算の報告に関しましては、３点資料をお付けしておりますが、まず、資料№.２をご覧ください。 平成２５年度は、平成２４年度から２６年度までの第５期の介護保険の事業計画の２年目にあたります。 平成２５年度の介護保険事業状況報告で、歳入・歳出の決算状況となりますが、歳入に関して、保険料は６億５，４６８万４，７２０円となっております。保険料以外の財源といたしましては、国庫支

出金として、介護給付費負担金をはじめ複数項目がございますが、合計で4億9234万7448円、次に支払基金交付金といたしまして、介護給付費交付金、地域支援事業交付金を合わせ、7億1504万3000円、県支出金としまして、3億65795万6247円となっております。

財産収入は、介護給付費準備基金運用利子として104,305円となっております。

繰入金といたしましては、介護給付費繰入金はじめ複数項目がございますが、合計で、5億7604万3000円となっております。

繰越金、諸収入を合わせまして、歳入合計は28億8389万9502円となっております。

次に、歳出に関しましては、総務費として1億5638万1354円、次に保険給付費としまして、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費、審査支払手数料までの保険給付の合計としまして、23億7870万159円で、全体の85.7%を占めております。

保険給付のうち市町村特別給付費につきましては、和光市が独自に給付しているもので、5074万1583円となっております。

また、その他給付として、社会福祉法人等減免340,358円

これらの法定保険給付の合計は、24億2978万2100円で、保険給付費が歳出全体の87.5%を占めていることになります。

また、地域支援事業においては、介護予防・日常生活支援総合事業費として、66,515,502円、包括的支援事業・任意事業として、35,449,070円となっております。

その他、保健福祉事業費、基金への積立金、諸支出金を含めまして、歳出合計は27億7544万4472円となっております。

歳入歳出の差引残額としまして、歳入合計2,883,899,502円に対し歳出合計2,775,444,472円で、差引残額108,455,030円となっております。この金額につきましては、平成26年度9月補正歳入で繰越金として計上しております。2ページをご覧ください。

こちらは、歳入・歳出決算状況となりますが、平成25年度の決算額と前年度の決算額を比較したものとなります。

3ページ以降は、平成25年度の科目ごとの歳入、歳出の予算額と決算額を示したものとなっております。

続きまして、資料3「平成24年度和光市介護保険主要な施策の成果」をご説明いたします。

こちらは、具体的に事業の内容についてまとめたものになりますが、抜粋してご説明させていただきます。

2ページ下段と3ページ上段をご覧ください。

地域包括支援センターにおいて介護予防サービス支援計画を作成し、マネジメントの効果により身体及び生活機能が改善された被保険者、あるいは現在の状態を維持することができた被保険者等の割合を示した表になりますが、予防給付では、要支援1・2から自立となった改善者、いわゆる介護保険から卒業された方は49名で改善率として45.4%、2次予防対象者では、2次予防事業対象者から一般高齢者へ移行した人及び基本チェックリストの合計ポイントが減少した改善者130名で改善率として60.8%となっております。

第5期の事業計画として掲げた「介護予防及び要介護度の重症化予防の一層の推進」に沿って個別マネジメントを実施したことにより、高い改善効果が得られています。

なお、ケアマネジメントの結果、改善・維持には至らず疾病や加齢に伴い悪化となった方もいらっしゃいますが、介護予防の取組効果は、悪化の進行を鈍化させるなどの効果もありますので、マネジメントを継続していくことにより、将来に向けた効果は確実に現れるものと考えます。

3ページ下段から4ページ上段をご覧ください。要支援・要介護状態になる前からの介護予防を行い、地域において自立した生活を継続できるようにするという地域支援事業の趣旨を踏まえ積極的に事業を推進しています。介護予防・日常生活支援総合事業、2次予防事業施策の実施状況について掲載しております。

続きまして、資料4「平成25年度和光市介護保険事業の状況」を抜粋してご説明いたします。

1ページをご覧ください。

第1号被保険者の状況について示しておりますが、認定率は、3月で約9.4%となっております。高齢者（被保険者）が増加し、国や埼玉県の認定率は上昇していることを考えますと、和光市の認定率の9.4%というのは、介護予防施策の効果の表れであると考えております。

3ページから9ページまでは表1被保険者数の状況、表2認定者数

の状況をグラフ化したものです。

3 ページ下段の被保険者数の推移は、右肩上がりのグラフになっているのに対し、8 ページ下段の要支援及び要介護認定者数の推移は凹凸のあるグラフになっております。これは、介護予防・日常生活支援総合事業と適切なケアマネジメントの結果、介護保険から卒業される方がいて、このようなグラフとなっております。

次に、12 ページから22 ページは介護給付費の支払状況を示したものとなっております。

26 ページ、27 ページをご覧ください。

居宅サービス、地域密着サービス及び施設サービスの利用割合を示したものとなっております。

保険給付のサービス種類別では、件数及び構成割合が、居宅サービスが18,424 件で70.14%、地域密着型サービスが3,078 件で11.72%、施設サービスが3,148 件で11.98%となっており、総費用額では、居宅サービスが7億3,931万8,994 円で31.21%、地域密着型サービスが6億2,423万9,124 円で26.35%、施設サービスが9億5,106万2,965 円で40.14%となっております。

また、29 ページでは、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの受給者1人当たりの費用額を示しておりますが、要介護者では、居宅サービス79,533 円、地域密着型サービス202,464 円、施設サービス313,710 円となっております。

居宅及び地域密着型サービスの件数を合計した割合は、81.86%となり、施設サービスの割合を大きく上回っていることから、在宅介護を推進するためのマネジメント効果が現れていると考えております。

また、保険給付費で比較した場合、施設サービスの構成割合が件数での比較よりは大きくなっていますが、これは施設サービスの一人当たりの金額が、313,710 円と高額であることによるものです。このことから、住み慣れた自宅等で住み続けることを目的とした在宅介護の推進は、高齢者のQOL向上のみならず、財政運営の面においても非常に効果が高いと考えており、今後も第5期計画の基本目標である「地域包括ケアシステムの構築による介護保障と自立支援の確立を目指して」事業を進めてまいります。

副会長

事務局からの説明が終わりました。ご質問等がありましたら、よろ

	しくお願いします。
大西委員	どの数値を足し合わせたら読み上げられた数値になるのか、この資料だけでは分かりません。次回からは、誰が見ても分かるものにしてほしい。
事務局	こちらの資料不足で申し訳ありません。 先ほどの資料の1ページにあります、「国庫支出金」は国が制度的に交付してくれるもので、その内の訪問介護やデイサービスなどにかかるものが「介護給付費負担金」、65～74歳と75歳以上を補正したものが「調整交付金」といいます。また、2年前に天皇陛下に見ていただいた地域支援事業の介護予防にかかる経費をまかなうのが「地域支援事業交付金」、一番下段にある「介護保険事業費補助金」は国のモデル事業を実施した場合に交付されるものです。これらの合計が「国庫支出金」となり、先ほどの説明ではこちらを申し上げました。今回は、「国庫支出金」の合計額と歳入全体に対するパーセンテージを見やすく改良した資料をご提示します。よろしく願いいたします。
副会長	他にご質問等はございませんか。
事務局	補足ですが、ご存じのとおり介護保険制度は3年を1期とする介護保険事業計画に沿って運営されており、25年度は24年度から今年度までの第5期計画の中間年度となります。 先ほどの資料では1億845万5,030円が黒字となっておりました。実際には、国に返還するものもあるので実質収支は若干減少することとなりますが、第5期計画期間は1億を超える黒字で終える方向となっています。もし赤字となった場合、国民健康保険のように一般会計から繰り入れを行うことはできないので、県から借りるしかないのですが、そうした場合は第6期計画期間中に返済しなければなりません。介護サービス費の自然増もあることから、保険料は大幅な増加が必要となってきます。しかし、和光市では介護予防の効果であったり、施設をあまり作らずに要介護4・5であっても在宅で生活できるようなサービスを整備してきたことで、財政的に黒字で終わっています。この辺については、委員の皆さまにご報告しながら、精査・チェックをいただきたいと思いますと考えています。

副会長

他に何かございませんか。
無いようでしたら、これで報告事項を終わります。
次に、その他ということで、事務局から何か報告事項はありますか。

事務局

ありません。

副会長

それではこれで第1回介護保険運営協議会を終わります。どうもありがとうございました。

<閉会>

議事録署名人

_____ 印

_____ 印